

# 新入社員等安全衛生教育担当者の研修

主催: (一社)三田労働基準協会 ・(一社)品川労働基準協会  
(一社)大田労働基準協会【幹事】・渋谷労働基準協会

労働安全衛生法第59条では、事業者は労働者を雇入れたとき、当該労働者に対しその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならないとされ、又労働安全衛生規則第35条には教育すべき内容を規定しています。

今般、新入社員に教育を行なう方々を対象に、教育を行なう専門知識・教育の方法等について研修会を開催致しますのでご案内致します。

記

1. 日 時 平成28年3月17日(木)午後1時30分～午後4時30分(受付13時15分～)
2. 場 所 大田区立消費者生活センター 2階 第1集会室 大田区蒲田5-13-26
3. 講 師 労働安全・労働衛生の専門家 阿部 龍之氏
4. 定 員 24名(先着順)
5. 受講料 会員 3,000円 それ以外の方 4,000円(消費税・テキスト・資料代含む)
6. 申込方法等

- ① 受講申込:裏面申込書により、三田協会あて Fax (03-3451-7692) して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は、受講番号を記入のうえ「受講票」を申込担当者あて Fax 返信します(申込書に必ず Fax 番号をご記入下さい)。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月10日まで2週間ない場合は3月10日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

• 銀行名:三菱東京UFJ銀行田町支店	• 口座番号: 普通預金 0397963
• 口座名義:一般社団法人三田労働基準協会	• 住所:港区芝 4-4-5 (Tel.03-3451-0901)

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0317 〇〇カイヤ等)

- ③ 受講の取消:3月10日(木)までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。
  - ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
7. 問合先 研修内容に関することは、(一社)大田労働基準協会 電話:03-3738-0118  
にお願いします

\*この講習は城南労働基準協会協議会(三田,品川,大田,渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。